

青森県知事 木 村 守 男 殿

青森県情報公開審査会

会 長 石 田 恒 久

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）附則第5項の規定により同条例第17条第1項の規定によってした諮問とみなされた平成11年9月24日付け青自然第525号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

津軽国定公園利用計画の変更に関する審査報告書等に係る部分開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立てを却下することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

異議申立人は、平成 11 年 9 月 1 日、青森県情報公開条例（平成 7 年 10 月青森県条例第 44 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により「平成 11 年 2 月 5 日に、鱒ヶ沢町より県に対して提出された津軽国定公園変更計画書と、県が自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づいて審査し各審査項目を精査した結果の報告書（正式名称不明）並びにそれらに関連する一切の資料、平成 11 年 8 月 27 日に行われた県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）に諮問された議題並びに各委員に提出された一切の審議資料、平成 11 年 8 月 27 日に行われた審議会における議事録、審議会における審議会運営方法等に関する細則」について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「鱒ヶ沢町から提出された津軽国定公園利用計画の変更について、県が自然公園法に基づいて審査し各審査項目を精査した結果の報告書（以下「本件公文書」という。）及び審議会（H11.8.27 開催）審議資料」を対象公文書として特定した上で、本件公文書を条例第 10 条第 7 号に該当するとして非開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 11 年 9 月 14 日、異議申立人に通知した。

また、「平成 11 年 8 月 27 日に行われた審議会における議事録及び審議会における審議会運営方法等に関する細則」については、作成していないため不存在である旨、平成 11 年 9 月 14 日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成11年9月17日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、本件公文書を非開示とした部分を取り消し、本件公文書を開示するとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

(1) 条例第10条第7号の該当性について

ア 本件公文書を開示しない理由として、「・・・審議会前の開示は委員の判断に著しい影響を及ぼすおそれがある。」とあるが、本件公文書はすでに開示されているはずの文書であり、県が審議会に間に合わせるべき文書を県の都合で提出できなかったからといって、それを理由に開示を拒むのは極めて不当である。

イ 一県民に情報を開示することが「委員の判断に著しい影響を及ぼすおそれがある」とは委員に大変失礼である。

ウ 県は、これまで審議会を開催する前提として、自然公園法に基づく主な審査項目をクリアすることが必要（8月22日付け新聞報道）であると述べており、平成11年8月27日に審議会を開催したということは、すでに自然公園法に基づく主な審査項目をクリアしたことを意味している。県は本件公文書を開示しない理由として「当該文書は、継続審議中の事案であり、次の審議会では委員に対し説明することとしており、審議会前の開示は、委員の判断に著しい影響を及ぼすおそれがある」とあるが、少なくとも審議会が開催された時点で、本件公文書は確定された公文書となっており、審議会の今後の動向とは切り離して開示されるべき文書である。

エ 本件公文書は継続審議中の事案であるというが、この文書自体は、開示を求めた

時点では、審議会には提出されていない。したがって、これは、継続審議中の事案には当たらない。

オ 審議会前の開示が委員の判断に著しい影響を及ぼすおそれがあるという県の判断についてはその理由を次のように推察した。「鱒ヶ沢スキー場の拡張問題は世論の関心事となっているから、本件公文書が事前に公開されれば、開示請求者を通してマスコミがそれを取り上げる可能性がある。そして本件公文書について、マスコミが疑問を呈したり、問題点を指摘したりすることになれば、その報道に接した審議委員が誤った予断を抱くおそれがある。」

しかし、仮に県の判断がそのようなものであれば、それは全く杞憂にすぎない。その理由を二点に分けて主張したい。

まず、第一に、マスコミなどの批判が誤っている場合でも、審議委員が誤った判断をしてしまうという事態は生じない。なぜなら、県には、そうした指摘がどのように誤っているのかを論証する機会が与えられているからである。

第二に、マスコミなどの指摘が正しかった場合には、審議委員が本件公文書の問題点をあらかじめ認識した上で審議に臨むことができることになるわけであるから、実害は発生せず、かえって本件公文書を事前に公開したことが有益だったということになる。

(2) 本件公文書の写しを実施機関から提供を受けたのに、さらに、本件異議申立てによって本件公文書の開示を求めた理由について

本件公文書については平成11年9月1日と平成11年9月28日の2回開示請求をしている。1回目の請求に対しては平成11年9月14日に県より回答があり、本件公文書は継続審議中の事案であり、次回審議会で委員に対して説明をすることとしており、審議会前の開示は委員の判断に著しい影響を与えるおそれがあるとの理由で非開示とされた。

本件公文書は法令等によって作成を義務付けられた文書であり、平成11年8月27日の審議会に提出することを義務付けられた文書である。そうした文書がその審議会に提出されなかったということは、審議会そのものがその成立要件を欠いた無効のものであったと考えざるを得ない。本件異議申立てを行うことによって、こうした経過をありのままに県民の前に明らかにすることになる。

また、非開示そのものが理由のない不当な処分であり、このことも県民に知ってもらうことが、そして改善していくことが大事なことである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示とした理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

1 条例第10条第7号の該当性について

(1) 本件公文書は、昭和54年4月1日付け環自計第250号環境庁自然保護局長通知「国立公園の公園計画作成要領等について」に基づき県が審査した結果を具体的に記載したもので、審議会において審議する際の重要部分を形成しており、平成11年8月27日に開催された審議会において、総体的な説明を行った際の事務局（県）手持ち資料で、当日の審議会には未提出のものである。

したがって継続審議となった本事案については、今後の審議の動向とは切り離すことのできないものであり、審議会委員に対し本件公文書が未説明の時点（平成11年9月14日）では非開示としたものである。

(2) 平成11年9月27日開催の審議会において、審議会の各委員に本件公文書を配付するとともに、その他の関係資料を含めて総体的に詳細な説明を行い、審議会の各委員の疑問点に答える等補足説明を行うこととしているものである。

したがって、平成11年9月27日の審議会開催前に本件公文書が審議会委員以外に開示されることは、総体的な補足説明がないことから、本件公文書のみにより誤った解釈が行われるおそれがあり、条例第10条第7号に該当し、審議会前の開示は委員の判断に著しい影響を及ぼすおそれがあることから今回、非開示としたものである。

また、審議会委員への説明を行う前に開示することは、審議会を軽視することとなり、問題がある。

(3) 本件公文書は、内部で検討するための参考資料であり、法令等で作成を義務付けられたものではない。

また、自然公園法並びに青森県附属機関に関する条例（昭和36年1月青森県条例第14号）には、審議会を開催するに当たって、個別に定められた資料提出を義務付けた条項はない。

2 なお、本件公文書については、平成11年9月27日の審議会終了後の平成11年9月30日に異議申立人からの申し出により情報提供を行っている。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の写しが実施機関から異議申立人に提供されたことについて

(1) 本件公文書の写しが実施機関から異議申立人に提供されるに至った経緯は、次のとおりである。

ア 異議申立人は、平成11年9月1日、本件開示請求を行い、実施機関は、これに対して、本件公文書を非開示とする本件処分を行い、平成11年9月14日、異議申立人に通知したところ、平成11年9月17日、異議申立てがなされた。

なお、当審査会は、平成11年9月27日、実施機関からの諮問を受けている。

イ 実施機関は、平成11年9月27日の審議会後であれば、本件公文書を開示できることから、本件処分の通知書の開示しない部分を開示することができる期日の欄に、平成11年9月28日と記載していた。

そこで、異議申立人は、平成11年9月28日、本件公文書を含め2件の公文書について、条例第5条の規定により開示請求を行った。

ウ 実施機関が理由説明書において本件公文書について異議申立人に情報提供を行っている旨記載しているので、この記載内容について、実施機関及び異議申立人に確認したところ、上記のイの開示請求を受けた際、実施機関と異議申立人との話し合いの結果、平成11年9月30日に実施機関が本件公文書の写しを異議申立人に送付し、異議申立人はこれを受け取ったことが確認された。

なお、異議申立人は、平成11年9月28日に行った本件公文書の開示請求については、平成11年9月29日付けで取り下げをしている。

(2) 以上からすれば、本件異議申立ては、異議申立ての時点では異議申立ての利益はあったが、異議申立人が実施機関から本件公文書の写しを受け取ることにより本件公文書に記載された情報を得た時点で実質的な開示がなされたとみなすことができ、異議申立ての利益がなくなったものと認められる。

2 結論

以上のとおり、異議申立ての利益がないと認められることから、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別 記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成11年 9 月27日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成11年10月27日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成11年12月 8 日	・ 異議申立人からの意見書を受理した。
平成11年11月25日 (第37回審査会)	・ 審査を行った。
平成11年12月16日 (第38回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年 1 月31日 (第39回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年 2 月25日 (第40回審査会)	・ 異議申立人からの意見聴取を行った。
平成12年 3 月14日 (第41回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年 4 月13日 (第42回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年 5 月12日 (第43回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年 6 月12日 (第44回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名等	備考
安藤 清美	青森中央学院大学経営法学部専任講師	平成12年1月31日 委員就任
石田 恒久	弁護士	会長
加藤 勝康	青森公立大学学長	会長職務代理者
千葉 多香子	私立千葉学園千葉幼稚園園長	平成12年1月27日 委員退任
中村 年春	青森大学地域問題研究所長・教授	
西村 恵美子	青森県読書団体連絡協議会会長	